

保険税の税率

保険税は、医療分と後期高齢者支援金分と介護分の合計額で、医療分及び後期高齢者支援金分は74歳以下のすべての被保険者が、介護分は40歳以上64歳以下の被保険者が対象になります。保険税率は、国民健康保険の広域化に伴い、県から示される国保事業費納付金を納めるため、市町ごとの標準保険料率を参考に播磨町が決定しています。

令和3年度の国民健康保険税の税率は、表1の通りです。

《表1》令和3年度国民健康保険税の税率

	医療分		後期高齢者支援金分		介護分
①所得割	7.90%	④所得割	2.00%	⑦所得割	2.40%
②均等割	27,600円	⑤均等割	6,800円	⑧均等割	9,000円
③平等割	22,800円	⑥平等割	5,400円	⑨平等割	4,500円
課税限度額	630,000円	課税限度額	190,000円	課税限度額	170,000円
①所得割： 被保険者の令和2年中の所得金額から基礎控除額43万円を差し引き、7.90%をかけた金額		④所得割： 医療分と同様に計算し、2.00%をかけた金額		⑦所得割： 医療分と同様に計算し、2.40%をかけた金額	
②均等割： 被保険者1人につき27,600円		⑤均等割： 被保険者1人につき6,800円		⑧均等割： 被保険者1人につき9,000円	
③平等割： 1世帯につき22,800円 1年間の保険税額=①+②+③ (最高63万円)		⑥平等割： 1世帯につき5,400円 1年間の保険税額=④+⑤+⑥ (最高19万円)		⑨平等割： 1世帯につき4,500円 1年間の保険税額=⑦+⑧+⑨ (最高17万円)	

*医療分と後期高齢者支援金分は全ての被保険者の方に課税されます。
*介護分は、40歳になる月から65歳になる月の前月まで課税されます。

保険税の減免

次のような要件に該当する人は、保険税が減免される場合があります。

- ①災害により、住宅または家財の価格の10分の3以上の損害があると認められる人（令和2年中の総所得金額が1千万円以下であること）
- ②生活保護の適用を受けている人
- ③失業、休業（育休含む）、廃業により令和3年中の総所得金額の見込額が、令和2年中の総所得金額と比べて2分の1以下になると認められる人（令和2年中の総所得金額が600万円以下であること）
- ④監獄・労務場のほか、これらに準ずる施設に拘禁された人

※③について、納期限を過ぎた税額分は減免対象となりませんので、ご注意ください。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う保険税の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により次のような要件に該当する世帯は、令和3年度の国民健康保険税が申請により減免されます。

令和2年度以前に遡る減免申請はできません。ただし、

令和2年度末に国民健康保険の資格を取得したことなどにより、令和3年4月以後に納期限が到来する保険税については、減免の対象となる場合があります。

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡したまたは重篤な傷病を負った世帯

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次の3つの要件をすべて満たす世帯

- ・事業収入や給与収入など収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- ・前年の所得の合計額が1千万円以下であること
- ・収入減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得合計額が400万円以下であること

▼申請受付の時期
受付開始は令和3年度納税通知書の発送後（7月中旬）からです

減免の申請
申請は、郵送で提出するか、税務グループの窓口までご持参ください。

申請書は、ホームページからダウンロードできます。印刷環境のない人は、申請書を郵送しますので、お電話でご連絡ください。

申請に必要な書類は、ホームページでご確認いただくか、お電話でお問い合わせください。

非自発的な理由で退職した人へ

非自発的な理由（解雇・会社倒産・雇止めなど）により退職し、国民健康保険に加入された人について、申告により保険税を軽減する制度があります。

▼対象 次のすべての要件に該当する人が対象となります

- ①離職日において65歳未満である
- ②雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者（雇用保険受給資格者証に記載されている離職理由コードが11、12、21、22、23、31、32、33、34のいずれか）である。

※特別受給資格者および高齢受給資格者は対象外です。

▼軽減される期間 離職の翌日から翌年度末まで

国民健康保険に加入中は、途中で再就職しても引き続き対象となりますが、会社の社会保険に加入するなど国民健康

康保険を脱退すると終了します。

▼申告に必要な書類

①国民健康保険税特例対象被保険者等に係る申告書（ホームページからダウンロードして印刷してお使いいただけます）

②雇用保険受給資格者証（両面の写し）

▼提出方法 申告は、郵送または税務グループの窓口までご持参ください

▼郵送先・問合せ

税務グループ
☎079(435)0358
〒675-0182 播磨町東本荘1丁目5番30号

未就学児にかかる国民健康保険税均等割額の減免を行います

未就学児（小学校入学前の

保険税を滞納すると保険証をお渡しできなくなります

国民健康保険税を災害その他の特別な事情がないのに滞納し、一定期間を経過した場合は、保険証をお渡しできなくなり、資格証明書で受診していただきます。

資格証明書で受診された場合の医療費は、いったん全額自己負担となり、その後役場で手続をすることによって、医療費の7割分を請求することができます。さらに経過すると、高額医療費などの保険給付が差し止められます。

国民健康保険の制度は皆さんで支え合うことで成り立っています。保険税は必ず納期限内に納めましょう。

口座振替のご利用

国民健康保険税をはじめとする町税の納付については、口座振替制度がご利用いただけます。

▶申込手続 「預金通帳」「お届け印」「納税通知書」をお持ちになり、預貯金口座のある金融機関（郵便局含む）、または税務グループの窓口でお申し込みください

▶取扱金融機関 みなと銀行、三井住友銀行、但馬銀行、但陽信用金庫、日新信用金庫、姫路信用金庫、播州信用金庫、西兵庫信用金庫、兵庫南農業協同組合、ゆうちょ銀行・郵便局

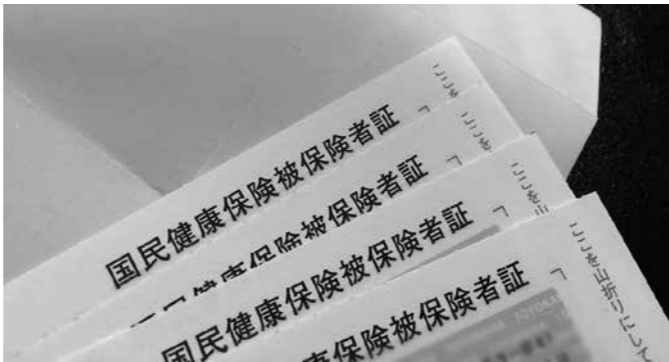
町税がスマホなどで納付できます

スマホなどのアプリを利用して町税の納付ができます。利用するには、事前に対応アプリをインストールし、利用登録などの設定が必要です。

▶納付できる税目 国民健康保険税（普通徴収分）、住民税（普通徴収分）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）

▶対応しているアプリ PayB（ペイビー）、LINEPay（ラインペイ）、PayPay（ペイペイ）、auPAY（エーユーペイ）

▶注意事項 納付書にバーコードのないもの、バーコードの読み取れないもの、納期限を過ぎたもの、金額を訂正したもの、1枚の納付書の合計金額が30万円（auPAYにおいては25万円）を超えるものは取扱いできません



児童（にかかる令和3年度の国民健康保険税について、均等割額の半額（軽減対象者については軽減後の額の半額）を減免します。対象者は自動的に減免を適用しますので、申請の必要はありません。

未就学児にかかる均等割額については、令和4年度より軽減措置を導入する方針を国が示しています。播磨町では、同様の減額措置を令和3年度から実施し、子育て世代の負担軽減を行います。令和4年度以降は、国の軽減措置へと移行する予定としていますので、ご理解いただけますようお願いいたします。

保険税の納め方

普通徴収：保険税の納期は、7月から翌年3月までの計9回となっています。納期限は毎月末（12月は25日）

で、その日が休日または土曜日の場合は、翌営業日となります。

特別徴収：国民健康保険に加入する65歳以上75歳未満の世帯主の人で、左記の①～④のすべてに該当する世帯は、原則として年金からの天引きで納めていただくこととなります。手続きは不要です。

①世帯主が国民健康保険に加入している

②世帯の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満である

③世帯主が年額18万円以上の年金を受給している

④世帯主が、介護保険料の特別徴収対象者で、介護保険料と国民健康保険税の合計額が年金支給額の半額を超えない

所得の申告はお済みですか

すべての納税義務者（世帯主）と国民健康保険の加入者は、たとえ収入が無くても前年中の所得の状況を申告しなければなりません。

ただし、確定申告や住民税の申告をした人、納税義務者や加入者の税法上の扶養となつている人（世帯主を除く）、給与や年金の支払報告書が提出されている人は不要です。

所得の申告がなければ均等割額および平等割額の軽減が受けられませんので、ご注意ください。